

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (防災消防課)	21
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業支援課)	22
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	22
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	24
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	24
○道路の供用の開始…………… (道路課)	24
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (建築指導課)	24
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定…………… (河川課)	25
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) ……………	25
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	26

告 示
北海道告示第801号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 折り畳みベッド 870台 イ 発電機 87台

- ウ ユニバーサルトイレ 87個
- エ プライベートルーム 87個
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成22年3月23日（火）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道総務部危機対策局防災消防課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎3階TV会議室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部危機対策局防災消防課)
- (2) 入 札 日 時 平成22年1月25日（月）午前11時（送付による場合は、同月22日（金）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道総務部危機対策局防災消防課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsb/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
- 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 8 そ の 他
- 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

よる。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部危機対策局防災消防課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011-204-50008

- 9 Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured :
a. Fold bed 870
b. Dynamo 87
c. Private room for disaster 87
d. Assembly rest room for disaster 87
B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., January 25, 2010
(If Maile, bids must arrive no later than January 22, 2010)
C. Contact : Fire and Disaster Division, Bureau of Crisis Management, Department of
General Affairs, Hokkaido Government Nishi 6-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588, Japan
Phone : 011-204-5008

北海道告示第802号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、幌加内土地改良区から、
次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成21. 11. 20	理 事	清 原 覺	雨竜郡幌加内町	字上幌加内
同	同	同	古 屋 幹 夫	同	字上幌加内
同	同	同	稲 見 浩 一	同	字幌加内
同	同	同	篠 原 剛	同	字幌加内
同	同	同	山 下 富士雄	同	字沼牛
同	同	同	德 重 隆	同	字下幌加内
同	同 21. 11. 18	監 事	中 村 雅 義	同	字雨煙内
同	同	同	横 窪 敏 明	同	字振興
退 任	同 21. 11. 19	理 事	清 原 覺	同	字上幌加内
同	同	同	山 下 富士雄	同	字沼牛
同	同	同	中 村 雅 義	同	字雨煙内

同	同	同	高 田 憲 司	同	字東栄
同	同	同	稲 見 浩 一	同	字幌加内
同	同	同	德 重 隆	同	字下幌加内
同	同 21. 11. 17	監 事	北 村 邦 昭	同	字平和
同	同	同	古 屋 幹 夫	同	字上幌加内

北海道告示第803号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（中
原地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改
良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成21年12月16日から20日間、一般の縦
覧に供する。
なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に
基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすること
ができる。
また、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服
がある者は、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北
海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の
取消しの訴えを提起することができる。
平成21年12月15日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第804号
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指
定する予定である。
平成21年12月15日
北海道知事 高 橋 はるみ
1 (1) 保安林予定森林の所在場所 茅部郡森町字砂原 5 丁目86の 3 ・87の 3 ・109の 3 ・
109の 6 ・118 ・194の 1 ・195の 1 ・196の 1 ・196の 2 ・
218の 1 ・412の12 ・544 ・545（以上13筆について次の図
に示す部分に限る。）、94の 2
(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町円朱別西 8 線217、219、221、225 (2) 指 定 の 目 的 風害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第805号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成21年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 保安林の所在場所 函館市御崎町45・47・49（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、217の13、217の22 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林の所在場所 釧路市音別町音別原野西 3 線317（次の図に示す部分に限る。）、318 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件	ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村17の11（次の図に示す部分に限る。）、字イトコノ沢18の 1 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 保安林の所在場所 余市郡余市町豊丘町1227の 1、1227の 3 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 保安林の所在場所 余市郡余市町大川町19丁目 2 の 1、大川町20丁目 1 の 1 (2) 指 定 の 目 的 飛砂の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 6(1) 保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町松葉町 3 丁目40の 2 ・ 57 ・ 69 ・ 71 ・ 73の 1 から
--	---

73の3まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
58

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（イ）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- （イ）主伐に係る伐採種は、定めない。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 川上郡弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- （イ）次の森林については、主伐は、択伐による。
- 弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）

- （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第807号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を厚岸町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成21年北海道告示第805号のとおりである。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者
厚岸郡厚岸町松葉町3丁目57所在の森林について所有権を有する 佐々木 ミナエ

北海道告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 三和剣淵線 上川郡剣淵町南桜町420番地先から 平成21. 12. 15
同町南桜町303番地先まで

北海道告示第809号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
建築計画概要書電子化業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日

平成21年12月 1 日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 財団法人建築行政情報センター (2) 住 所 東京都新宿区神楽坂 1 丁目15番地 4 随意契約に係る契約金額 107,887,500円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道建設部住宅局建築指導課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	平成21年11月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 北海道日野自動車株式会社 イ 住 所 札幌市東区東苗穂 2 条 3 丁目 2 番15号 (2)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 イ 住 所 札幌市手稲区稲穂 3 条 6 丁目 4 番38号 4 落札金額 (1) 34,020,000円 (2) 26,985,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年10月16日付け北海道留萌支庁告示第80号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 留萌市住之江町 2 丁目
公 表	北海道網走支庁告示第161号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年12月15日 北海道網走支庁長 武 田 準一郎 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 除雪トラック 4 台 (2) 除雪ドーザ（11 t 級、マルチプラウ、カプラ付） 1 台 2 落札者を決定した日 平成21年11月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 日産ディーゼル道東販売株式会社 イ 住 所 帯広市西21条北 1 丁目 3 番12号 (2)ア 氏 名 北海道川重建機株式会社 イ 住 所 北広島市大曲中央 1 丁目 2 番地 2 4 落札金額 (1) 123,774,000円 (2) 10,689,000円 5 契約の相手方を決定した手続
支 庁 告 示	
北海道留萌支庁告示第93号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年12月15日 北海道留萌支庁長 西 田 俊 夫 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 除雪トラック 1 台 (2) 凍結防止剤散布車（湿式4.0㎡ 4 WD） 1 台 2 落札を決定した日	

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月6日付け北海道網走支庁告示第138号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道胆振支庁告示第103号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月15日

北海道胆振支庁長 中 岡 正 憲

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借その1 （5台 一式）
(2) パーソナルコンピュータの賃貸借その2 （31台 一式）
(3) パーソナルコンピュータの賃貸借その3 （5台 一式）

2 落札を決定した日

平成21年12月3日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(3)

ア 氏 名 株式会社道南事務機器

イ 住 所 室蘭市本町1丁目5番7号

- (2) 1の(2)

ア 氏 名 大丸藤井株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 24,990円
(2) 176,400円
(3) 28,140円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月23日付け北海道胆振支庁告示第95号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル3階

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月15日

北海道教育庁十勝教育局長 秋 山 雅 行

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 74台

2 落札を決定した日

平成21年11月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社

- (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番地11号

4 落札金額

179,151円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月20日付け北海道教育庁十勝教育局告示第23号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目